

議題

企業会計基準委員会の審議テーマ

項目

四半期報告書制度の見直しへの対応

I. 四半期報告書制度の見直しの概要

1. 2022 年 12 月 27 日に金融審議会より公表された「ディスクロージャーワーキング・グループ報告」(以下「DW 報告」という。)では、四半期報告書制度の見直しについて、以下のような内容が示されている(事務局による抜粋)。

I. 四半期開示をはじめとする情報開示の頻度・タイミング

1. 四半期開示の見直し

(略) 金融商品取引法上の四半期開示義務(第 1・第 3 四半期)を廃止し、取引所規則に基づく四半期決算短信に「一本化」することが適切と考えられるとされた。

(1) 四半期決算短信の義務付けの有無

(略) 当面は、四半期決算短信を一律に義務付けることが考えられる。

(3) 四半期決算短信の開示内容

(略) 投資家の要望が特に強い事項(セグメント情報、キャッシュ・フローの情報等)について、四半期決算短信の開示内容を追加する方向で、取引所において具体的に検討を進めることが考えられる。

(4) 四半期決算短信に対する監査人によるレビューの有無

(略) 四半期決算短信については監査人によるレビューを一律には義務付けないことが考えられる。

(5) 四半期決算短信の虚偽記載に対するエンフォースメント

四半期決算短信は取引所における開示書類であるため、「一本化」後の四半期決算短信の虚偽記載に対しては、まず取引所において、エンフォースメントをより適切に実施していくことが考えられる。

(6) 半期報告書及び中間監査のあり方

金融商品取引法において、第 1・第 3 四半期報告書を廃止した後、上場企業は、開示義務が残る第 2 四半期報告書を、同法上の半期報告書として提出することとなるが、

(略) 上場企業の半期報告書については、現行と同様、第2四半期報告書と同程度の記載内容と監査人のレビューを求め、提出期限を決算後45日以内とすることが考えられる。

(略) 非上場企業は、今回の四半期開示の見直し後においても、上場企業に義務付けられる半期報告書の枠組み（現行の第2四半期報告書と同程度の記載内容と監査人のレビュー、45日以内の提出）を選択可能とすることが考えられる。

なお、これまで、上場企業である銀行や保険会社等（金融商品取引法における「特定事業会社」）については、(略) 第2四半期報告書において、連結ベースに加え、単体ベースの中間財務諸表の開示も求められてきた。金融商品取引法上の第1・3四半期報告書廃止後に、これらの銀行等に開示が求められることとなる半期報告書については、上場企業と同様の制度（現行の第2四半期報告書と同程度の記載内容と、監査人のレビュー）に見直すべきとの意見があった。しかしながら、本件については、破綻処理制度等との関連も踏まえ、金融監督上の観点から、引き続き検討していくことが必要である。

(7) その他の論点

① 会計基準・監査基準の整備

現行の四半期報告書に記載される四半期財務諸表は、企業会計基準委員会（Accounting Standards Board of Japan :ASBJ）が設定した四半期会計基準に基づいて作成され、これに対する監査人のレビューは企業会計審議会が策定した四半期レビュー基準に準拠して行われている。これらの基準については、実務的な混乱を避ける観点から、「一本化」後の四半期決算短信や半期報告書へ適用できるようにすることが合理的との意見があった。これを踏まえ、当局、ASBJ、取引所、日本公認会計士協会などの関係者において、今回の見直しに伴う必要な対応を行うことが考えられる。

2. 2023年3月14日に、金融商品取引法等の一部を改正する法律案（以下「改正案」という。）が、第211回国会に提出されている。

II. 会計基準等に与えられられる影響

3. 現在、四半期財務諸表に関する会計上の取扱いは、以下の会計基準等において示されている。

- 企業会計基準第12号「四半期財務諸表に関する会計基準」
- 企業会計基準適用指針第14号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」

4. 改正案が成立した場合、これに伴い前項の会計基準等の改正又は修正が必要となる可能性があるものと考えられる。

III. 事務局の提案

5. 国会に提出された改正案の施行日は、2024年4月1日とされている（改正案附則第3条第1項）。改正案は現時点で成立していないが、本資料第3項の会計基準等の改正又は修正が必要となる場合、当該改正又は修正は改正案の施行日に間に合わせる必要があると考えられる。このような緊急性に鑑み、「企業会計基準及び修正国際基準の開発に係る適正手続に関する規則」（以下「適正手続規則」という。）第22条第3項¹に基づき、企業会計基準委員会の審議において審議テーマとして決定することが考えられる。
6. この点、四半期報告書制度の見直しへの対応に関して適正手続規則第22条第3項を用いることについては、2022年11月29日に開催された第46回企業会計基準諮問会議において了承されている。
7. 以上を踏まえ、四半期報告書制度の見直しへの対応を企業会計基準委員会の新規のテーマとしてはどうか。
8. また、本件は法令の改正に伴う会計基準等の改正又は修正の検討を行うこととし、新規又は既存の専門委員会において検討することはせず、企業会計基準委員会（親委員会）において対応することとしてはどうか。

¹ 企業会計基準及び修正国際基準の開発に係る適正手続に関する規則（公益財団法人財務会計基準機構の理事会が制定）

（審議テーマの決定）

第22条 委員会は、定款第63条第2項の定めにより、基準諮問会議から審議テーマ又は優先順位等についての提言を受けた場合、原則として、基準諮問会議の提言を尊重し、審議テーマを決定する。

2 委員会は、基準諮問会議に対し、審議テーマについての検討を要請することができる。

3 委員会は、第1項のほか、緊急性がある等の場合、委員会の審議において審議テーマを決定できる。

ディスカッション・ポイント

以下の事務局提案に同意するか。

- 四半期報告書制度の見直しへの対応を、企業会計基準委員会の新規テーマとして取り扱うこと
- 本件について企業会計基準委員会（親委員会）において対応すること

以 上